

## 「京都次世代ものづくり産業雇用創出プロジェクト推進協議会」設置要綱

### (目的)

第1条 厚生労働省「戦略産業雇用創出プロジェクト」(以下「本事業」という。)を活用し、「オール京都」体制のもとで、幅広い分野の「ものづくり産業」がそれぞれの強みを発揮しながら連携・融合し、新たな事業創造に結び付けることにより、新産業育成と雇用創造を目指す「京都次世代ものづくり産業雇用創出プロジェクト」(以下「本プロジェクト」という。)を推進するため、「京都次世代ものづくり産業雇用創出プロジェクト推進協議会」(以下「推進協議会」という。)を設置する。

### (所掌事項)

第2条 推進協議会は、次の事項について審議し、決定する。

- (1) 本プロジェクトの事業構想、事業計画の策定及び推進に関すること。
- (2) その他前条に掲げる目的の達成に必要な重要事項に関すること

### (構成)

第3条 推進協議会は、京都府、京都市、経済団体、産業支援機関、教育・研究機関、金融機関、労働団体、国の機関(京都労働局、近畿経済産業局)、企業、個人(事業主及び創業予定者)、その他の関係者をもって構成する。

- 2 推進協議会に会長及び副会長を置く。
- 3 会長は、京都府副知事をもって充てる。
- 4 副会長は、京都市副市長をもって充てる。

### (推進協議会の運営)

第4条 推進協議会は、年1回及び会長が必要と認めたときに随時招集する。

- 2 推進協議会は、会長が主宰し、副会長がこれを補佐する。
- 3 推進協議会は、必要に応じ、会員以外の者の出席を求めることができる。

### (幹事会)

第5条 推進協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、協議会構成員のうちから幹事長が指名する者をもって構成する。
- 3 幹事長は、京都府商工労働観光部長をもって充てる。
- 4 副幹事長は、京都市産業観光局長をもって充てる。
- 5 幹事会は、幹事長が主宰し、副幹事長がこれを補佐する。
- 6 幹事会は、事業計画案及び事業報告案並びに第1条に掲げる目的の達成に必要な実務に関する事項について、協議、調整し、決定する。
- 7 幹事会は、四半期毎及び幹事長が必要と認めたときに随時招集する。
- 8 幹事会は、必要に応じ、幹事以外の者の出席を求めることができる。

(プロジェクト推進タスクフォース)

第6条 推進協議会にプロジェクト推進タスクフォース(以下「タスクフォース」という。)を置く。

- 2 タスクフォースは、協議会構成員のうちからプロジェクト・ディレクターが指名するも者をもって構成する。
- 3 プロジェクト・ディレクターは、会長が指名する者をもって充てる。
- 4 タスクフォースは、プロジェクト・ディレクターが主宰する。
- 5 タスクフォースは、本プロジェクトの円滑かつ効果的な事業推進を図るため、本プロジェクト全体の進行管理、横断調整及び連携に関する事項について、協議、調整し、決定する。
- 6 タスクフォースは、月1回及びプロジェクト・ディレクターが必要と認めたときに随時招集する。
- 7 プロジェクト・ディレクターが必要と認めたときは、タスクフォースに構成員以外の者の出席を求めることができる。

(入会)

第7条 推進協議会に入会しようとする者は、第1条に規定する協議会の目的に賛同して、参加を表明し、前条に規定する幹事長の承認を得なければならない。

- 2 本プロジェクトによる助成を受けて、雇用拡大に取り組もうとする企業又は個人は、推進協議会に入会しなければならない。

(庶務)

第8条 推進協議会の庶務は、統括機関である公益財団法人京都産業21において行う。

ただし、厚生労働省による本事業の採択を受け、統括機関としての体制が整うまでの間は、京都府において行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年6月13日から施行する。
- 2 推進協議会の設立時の会員は、別表のとおりとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年10月10日から施行する。

別表（附則第2関係）

|          |   |
|----------|---|
| <経済団体>   | <p><b>●京都経営者協会</b> <span style="float:right"><b>●幹事</b></span><br/> ○京都商工会議所<br/> ○公益社団法人京都工業会<br/> ○京都府中小企業団体中央会<br/> ○京都府商工会連合会<br/> ○一般社団法人京都経済同友会</p>   |
| <労働団体>   | <b>●日本労働組合総連合会京都府連合会</b>  |
| <産業支援機関> | <p><b>●京都産業育成コンソーシアム</b><br/> <b>●公益財団法人京都産業21</b><br/> <b>●公益財団法人京都高度技術研究所</b><br/> <b>●一般社団法人京都産業エコ・エネルギー推進機構</b><br/> ○京都産学公連携機構<br/> ○京都リサーチパーク株式会社<br/> <b>●京都試作センター株式会社</b><br/> ○特定非営利活動法人映像産業振興機構<br/> <b>●公益財団法人関西文化学術研究都市推進機構</b></p>   |
| <教育機関>   | ○公益財団法人大学コンソーシアム京都  |
| <金融機関>   | <p>○一般社団法人京都銀行協会<br/> <b>●株式会社京都銀行</b><br/> ○京都中央信用金庫<br/> ○京都信用金庫<br/> ○京都北都信用金庫</p>   |
| <企業>     | <p>○株式会社島津製作所<br/> ○日新電機株式会社<br/> ○株式会社ジーエス・ユアサコーポレーション<br/> ○ニチコン株式会社<br/> ○三洋化成工業株式会社<br/> ○第一工業製薬株式会社<br/> ○京セラ株式会社<br/> ○株式会社片岡製作所<br/> ○株式会社クロスエフェクト<br/> ○株式会社最上インクス<br/> ○株式会社日本電算機標準<br/> ○株式会社アルバス<br/> ○株式会社システム創見<br/> ○エコリンクス株式会社<br/> ○松竹株式会社<br/> ○東映株式会社<br/> ○株式会社トーセ</p> |
| <行政機関>   | <p><b>●京都労働局</b><br/> ○近畿経済産業局<br/> <b>●京都府</b><br/> <b>●京都市</b><br/> ○京都府市長会<br/> ○京都府町村会</p>  |